

概要版

福岡市 ひとり親家庭 実態調査結果

令和3年度

福岡市こども未来局

目 次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	4
1. 世帯数と子どもの数の動向	4
2. 世帯の状況	6
3. ひとり親家庭になった当時の状況	8
4. 仕事の状況	12
5. 住宅の状況	16
6. 生計の状況	17
7. 新型コロナウイルス感染症の影響について	18
8. 健康状態	19
9. 子どもの状況	20
10. 生活状況	22
11. 行政機関に対する要望	25

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、福岡市内におけるひとり親家庭（「母子家庭」「父子家庭」）の日常生活の状況などを把握し、今後の福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

住民基本台帳上の世帯構成から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯とした。

(2) 標本数

母子家庭	2,600 世帯	
父子家庭	1,400 世帯	合計 4,000 世帯

(3) 標本抽出方法

住民基本台帳上の世帯構成から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯を無作為に抽出した。

(4) 調査票の配布、回収

調査票の配布、回収ともに郵送法とした。

(5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通りとした。

① 母子家庭

世帯の状況、母子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状態、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

② 父子家庭

世帯の状況、父子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状態、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

(6) 調査基準日と調査期間

令和3年11月1日を調査基準日として、令和3年10月27日から11月15日までに調査票の配布、回収を行った。

3. 実施主体、調査実施機関、報告書の監修

実施主体：福岡市こども未来局こども部こども家庭課

調査実施機関：株式会社サーベイリサーチセンター九州事務所

報告書の監修：NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事 倉富 史枝

4. 調査票の回収結果

母子家庭は配布数2,600票に対し、1,220票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は1,208票であり、有効回収率は46.5%となっている。

父子家庭は配布数1,400票に対し、582票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は484票であり、有効回収率は34.6%となっている。

表 I - 1 調査票の回収結果（母子家庭、父子家庭）

	実数（票）		構成比（%）	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
配 布	2,600	1,400	100.0	100.0
回 収	1,220	582	46.9	41.6
該当世帯	1,208	484	46.5	34.6
調査完了	1,208	484	46.5	34.6
記入不完全	-	-	-	-
非該当世帯	12	98	0.5	7.0
宛先不明	3	1	0.1	0.1
未回収	1,377	817	53.0	58.4

5. 調査結果による母子家庭及び父子家庭の世帯数と出現率の推計

調査結果から推計される母子家庭の世帯数は、19,613世帯、父子家庭の世帯数は1,862世帯となり、総世帯数に対する割合（出現率）は「母子家庭」が2.33%、「父子家庭」が0.22%となっている。

表 I - 2 調査結果による母子家庭及び父子家庭の世帯数と出現率の推計

	総世帯数	世帯数（世帯）		出現率（%）	
		母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
計	841,819	19,613	1,862	2.33	0.22
東 区	159,048	4,128	408	2.60	0.26
博多区	156,152	2,895	245	1.85	0.16
中央区	129,460	2,265	216	1.75	0.17
南 区	130,373	3,252	309	2.49	0.24
城南区	68,050	1,554	135	2.28	0.20
早良区	102,078	3,027	271	2.97	0.27
西 区	96,658	2,492	278	2.58	0.29

※総世帯数は、令和3年11月1日現在の推計世帯数による。（市統計調査課）

※出現率は、市で推計された母子家庭、父子家庭の想定世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

6. 集計結果利用上の注意

- （1）集計・分析の対象とした標本数は「母子家庭」が1,208、「父子家庭」が484となっている。
- （2）集計結果は原則として標本数を基数にした百分比（%）で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- （3）端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- （4）「－」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、数表上の「…」及びグラフ上の「＊」は調査項目にないもの、または数値不詳のもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- （5）設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して行った設問もある。この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- （6）図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- （7）文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』としている。

7. 調査対象世帯の定義

（1）母子家庭

夫と死別または離婚し、現在も婚姻（事実婚を含む）をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、母子以外に同居家族があっても、これを満たせば母子家庭としている。

- ① 夫の生死が明らかでない方
- ② 夫から遺棄されている方
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- ⑤ 婚姻によらないで母となった方で現に婚姻をしていない方

（2）父子家庭

妻と死別または離婚し、現在も婚姻（事実婚を含む）をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、父子以外に同居家族があっても、これを満たせば父子家庭としている。

- ① 妻の生死が明らかでない方
- ② 妻から遺棄されている方
- ③ 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- ⑤ 婚姻によらないで父となった方で現に婚姻をしていない方

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

福岡市の令和3年11月1日の母子家庭、父子家庭の世帯数は、母子家庭が19,613世帯、父子家庭が1,862世帯と推測され、ひとり親家庭として合わせて21,475世帯であると推測される。

総世帯数に占める割合（出現率）は、母子家庭が2.33%、父子家庭が0.22%であり、合わせて2.55%となっている。

平成28年調査（以下、前回調査という）と比較すると、母子家庭は764世帯減少し、父子世帯は442世帯減少している。

表Ⅱ－1 母子家庭、父子家庭等の世帯数と出現率（推計）

	総 計		母子家庭		父子家庭	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
令和 3年	21,475	2.55	19,613	2.33	1,862	0.22
平成 28 年	22,681	2.91	20,377	2.61	2,304	0.30
平成 23 年	22,747	3.15	19,970	2.77	2,777	0.39
平成 18 年	21,332	3.22	18,760	2.83	2,572	0.39
平成 13 年	20,840	3.41	17,212	2.81	2,905	0.48
平成 28 年からの増減数 (世帯)	▲ 1,206	－	▲ 764	－	▲ 442	－
平成 28 年からの増減率 (%)	▲ 5.3	－	▲ 3.7	－	▲ 19.2	－

※総世帯数は、令和3年11月1日現在の推計世帯数による。（市統計調査課）
※出現率は、市で推計された母子家庭、父子家庭の想定世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

(2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが18,200世帯と推計され、母子家庭の92.8%を占めている。「死別」は1,120世帯（5.7%）と推測される。

平成13年以降の推移をみると、「生別」の割合は近年横ばい傾向にある。

父子家庭でも離婚などの「生別」が1,381世帯、74.2%と大部分を占めているものの、母子家庭に比べて「死別」（454世帯、24.4%）の割合が高い。平成28年調査と比較すると、理由別の構成割合に大きな変化はみられないが、世帯数は全体として減少している。

表Ⅱ－2 母子家庭、父子家庭の理由別世帯数（推計）

	母子家庭				父子家庭			
	総 数	死 別	生 別	不 明	総 数	死 別	生 別	不 明
令 和 3 年 （ 構 成 比 ）	19,613 (100.0)	1,120 (5.7)	18,200 (92.8)	293 (1.5)	1,862 (100.0)	454 (24.4)	1,381 (74.2)	27 (1.5)
平 成 28 年 （ 構 成 比 ）	20,377 (100.0)	1,089 (5.3)	18,895 (92.7)	393 (1.9)	2,304 (100.0)	526 (22.8)	1,716 (74.5)	62 (2.7)
平 成 23 年 （ 構 成 比 ）	19,970 (100.0)	1,605 (8.0)	18,282 (91.5)	83 (0.4)	2,777 (100.0)	630 (22.7)	2,122 (76.4)	25 (0.9)
平 成 18 年 （ 構 成 比 ）	18,760 (100.0)	1,764 (9.4)	16,976 (90.5)	20 (0.1)	2,572 (100.0)	609 (23.7)	1,963 (76.3)	－ (－)
平 成 13 年 （ 構 成 比 ）	17,212 (100.0)	2,068 (12.0)	15,117 (87.8)	27 (0.2)	2,905 (100.0)	730 (25.1)	2,142 (73.7)	33 (1.2)
平成 28 年からの増減数 (世帯)	▲ 764	31	▲ 695	100	▲ 442	▲ 72	▲ 335	▲ 35
平成 28 年からの増減率 (%)	▲ 3.7	2.8	▲ 3.7	▲ 25.4	▲ 19.2	▲ 13.7	▲ 19.5	▲ 56.5

(3) 子どもの数

母子家庭、父子家庭の20歳未満の子どもの数は、母子家庭が30,130人、父子家庭が2,740人で、合わせて32,870人と推測される。

就学状況別にみると、母子家庭、父子家庭のいずれも、子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子家庭における義務教育終了後の出現率（16.05%）である。

平成28年調査と比較すると、母子家庭の子どもの数は前回（30,000人）に比べ微増となっているが、父子家庭（前回3,300人）では560人減少している。

表Ⅱ－3 母子家庭、父子家庭の子どもの数と出現率（推計）

	総 計		母子家庭		父子家庭	
	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)
計	32,870	11.84	30,130	10.85	2,740	0.99
未 就 学 児	5,570	5.94	5,290	5.64	280	0.30
小 学 生	9,710	11.48	8,950	10.58	760	0.90
中 学 生	7,350	17.58	6,680	15.98	670	1.60
義 務 教 育 終了後の子ども	10,240	17.84	9,210	16.05	1,030	1.79
<参考> 平成28年調査(計)	33,300	12.01	30,000	10.82	3,300	1.19

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親の年齢

母子家庭の母親の年齢は「45～49歳」(23.8%)の割合が最も高く、次いで「40～44歳」(22.3%)、「35～39歳」(17.5%)、「50～54歳」(13.3%)となっている。

父子家庭の父親の年齢は、「45～49歳」(27.5%)の割合が最も高く、次いで「50～54歳」(19.6%)、「40～44歳」(19.0%)、「35～39歳」(12.0%)となっている。

表Ⅱ－4 母親、父親の年齢

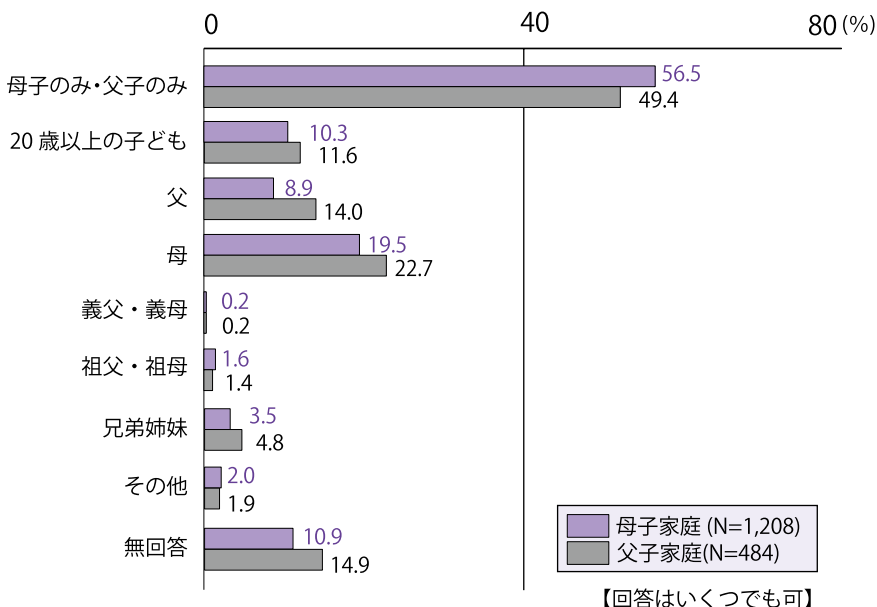
表Ⅱ－4 母親、父親の年齢 (%)												
	標本数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	1,208	—	2.1	5.3	11.2	17.5	22.3	23.8	13.3	3.3	0.1	1.2
父子家庭	484	—	0.2	1.9	4.3	12.0	19.0	27.5	19.6	8.9	4.8	1.9

(2) 同居家族

母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は56.5%であり、他に同居家族のいる母子家庭は32.6%となっている。同居家族は「母(子どもからは祖母)」が19.5%、「20歳以上の子ども」が10.3%、「父(子どもからは祖父)」が8.9%となっている。

これに対して、父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は49.4%、他に同居家族のいる父子家庭は35.7%であり、母子家庭と比べて同居家族のいる割合がやや高い。同居家族は、「母(子どもからは祖母)」の割合が22.7%で最も高く、次いで「父(子どもからは祖父)」が14.0%、「20歳以上の子ども」が11.6%となっている。

図Ⅱ－1 20歳未満の子ども以外の同居家族【複数回答】



母子家庭及び父子家庭になった理由別では、死別、離別、その他の生別のいずれも、母子家庭では「母子のみ」の割合が高くなっている。父子家庭でも「父子のみ」の割合が最も高いが、離婚の場合、「父(子どもからは祖父)」や「母(子どもからは祖母)」と同居する割合が母子家庭に比べ高くなっている。

表Ⅱ－5 原因別にみた20歳未満の子ども以外の同居家族【複数回答】

表Ⅱ－5 原因別にみた20歳未満の子ども以外の同居家族 (%)										
	標本数	母子のみ・父子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子家庭	1,208	56.5	10.3	8.9	19.5	0.2	1.6	3.5	2.0	10.9
理由別	死別	69	59.4	18.8	4.3	13.0	2.9	-	-	8.7
	離婚	934	56.5	10.9	9.9	20.3	-	1.5	3.5	10.1
	その他の生別	189	57.7	4.8	6.3	19.0	0.5	2.6	4.2	11.6
	無回答	16	25.0	6.3	6.3	6.3	-	-	6.3	62.5
父子家庭	484	49.4	11.6	14.0	22.7	0.2	1.4	4.8	1.9	14.9
理由別	死別	118	58.5	15.3	8.5	11.9	0.8	-	4.2	12.7
	離婚	332	47.0	10.2	16.3	27.1	-	2.1	5.1	14.8
	その他の生別	30	43.3	13.3	13.3	20.0	-	-	3.3	16.7
	無回答	4	25.0	-	-	-	-	-	-	75.0

(3) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭では「2人」(40.8%)の割合が最も高く、次いで「3人」(33.2%)となっており、平均世帯人員は3.0人である。

父子家庭では「2人」(37.0%)の割合が最も高く、次いで「3人」(32.0%)となっており、平均世帯人員は3.1人である。

表Ⅱ－6 世帯人員

表Ⅱ－6 世帯人員 (%)										
	標本数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
母子家庭	1,208	40.8	33.2	15.6	5.7	1.3	0.6	0.6	2.2	3.0
父子家庭	484	37.0	32.0	14.9	7.9	2.3	0.6	0.6	4.8	3.1

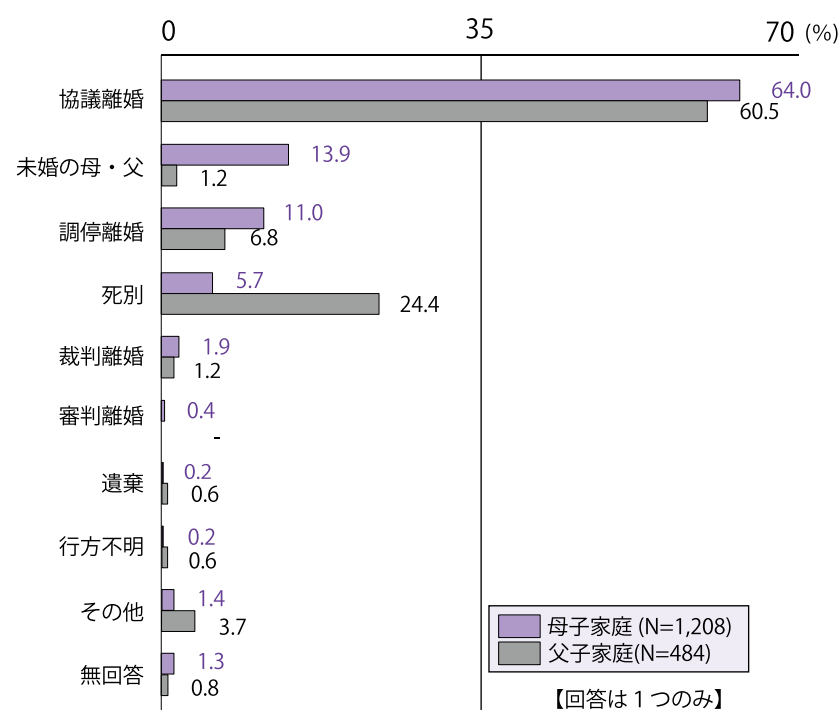
3. ひとり親家庭になった当時の状況

(1) ひとり親家庭になった理由

母子家庭になった理由は『離婚』の割合が77.3%で最も高く、『離婚以外の生別』の14.3%と合わせた『生別』が91.6%を占めており、「死別」は5.7%となっている。

父子家庭となった理由でも『離婚』の割合が最も高く68.5%を占めており、『離婚以外の生別』2.4%と合わせた『生別』は70.9%となっている。母子家庭に比べると父子家庭では「死別」(24.4%)の割合が高い。

図Ⅱ－2 ひとり親家庭になった理由

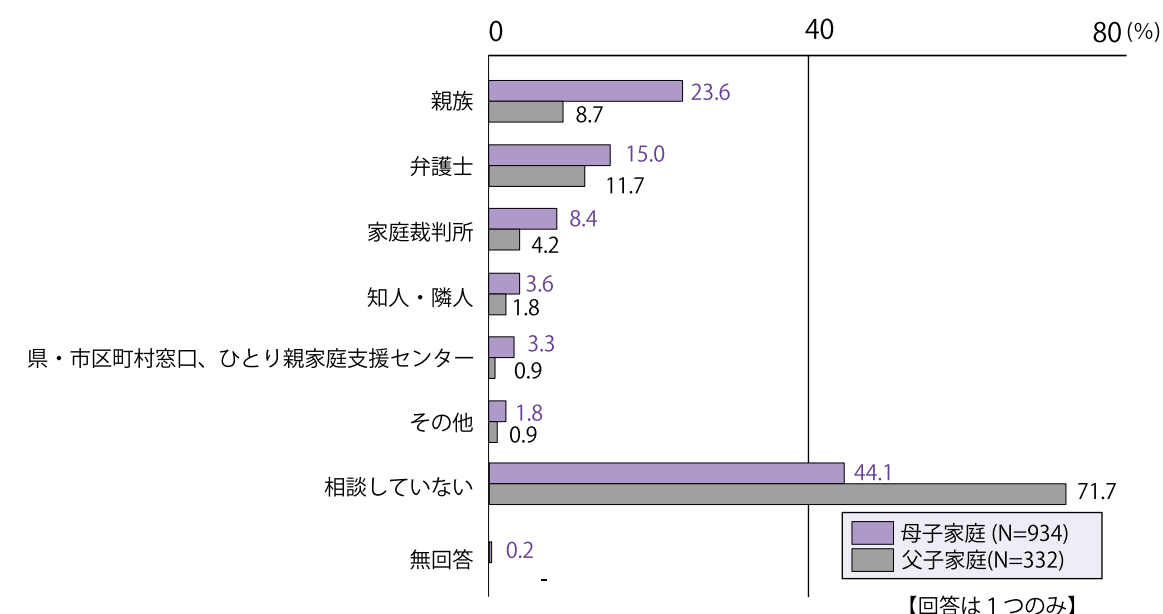


(2) 離婚した相手との子どもの養育費の取り決め、養育費の受給状況

(ア) 養育費についての相談者

離婚した相手との子どもの養育費のことで相談した相手は、母子家庭では「親族」(23.6%)、「弁護士」(15.0%)などの割合が高く、父子家庭では「弁護士」(11.7%)に次いで、「親族」(8.7%)の割合が高くなっているが、母子家庭、父子家庭となった理由が離婚の場合、子どもの養育費のことを相談していない割合が高く、母子家庭で44.1%、父子家庭では71.7%にのぼる。

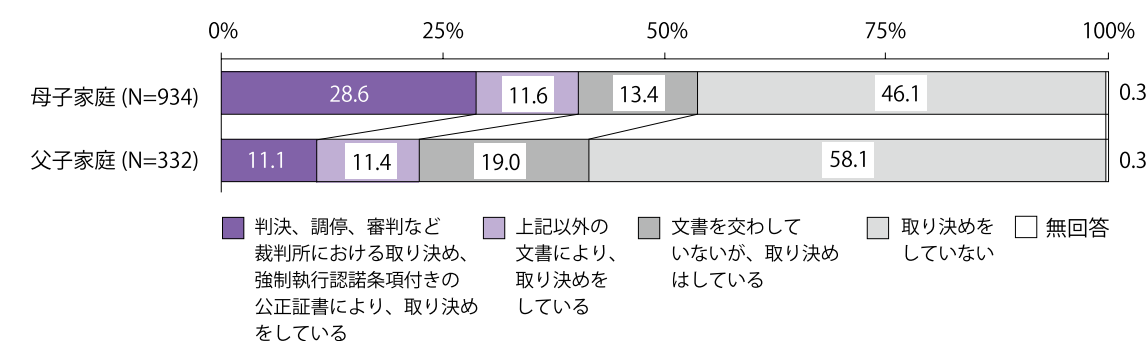
図Ⅱ－3 養育費についての相談者



(イ) 養育費の取り決め

離婚した相手と養育費の取り決めについて、『取り決めをしている』割合は母子家庭で53.6%、父子家庭では41.5%を占める。取り決めの方法をみると、母子家庭では「判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書により、取り決めをしている」(28.6%)の割合が最も高く、父子家庭では「文書を交わしていないが、取り決めはしている」(19.0%)の割合が最も高い。

図Ⅱ－4 養育費の取り決め状況

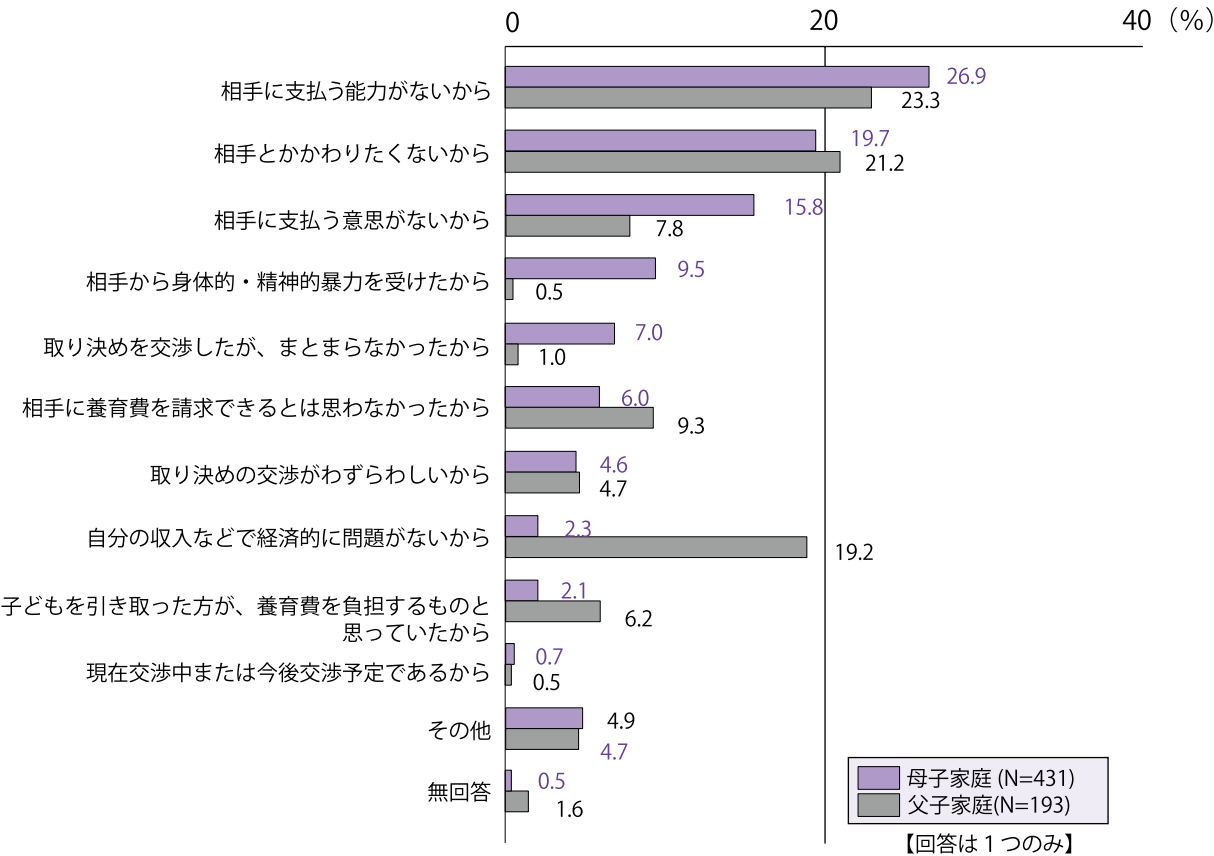


(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由では、母子家庭、父子家庭ともに「相手に支払う能力がないから」(母子家庭26.9%、父子家庭23.3%)の割合が最も高く、次いで母子家庭では「相手とかかわりたくないから」(19.7%)、「相手に支払う意思がないから」(15.8%)となっている。

父子家庭では「相手とかかわりたくないから」(21.2%)、「自分の収入などで経済的に問題がないから」(19.2%)となっている。

図Ⅱ-5 養育費の取り決めをしていない理由

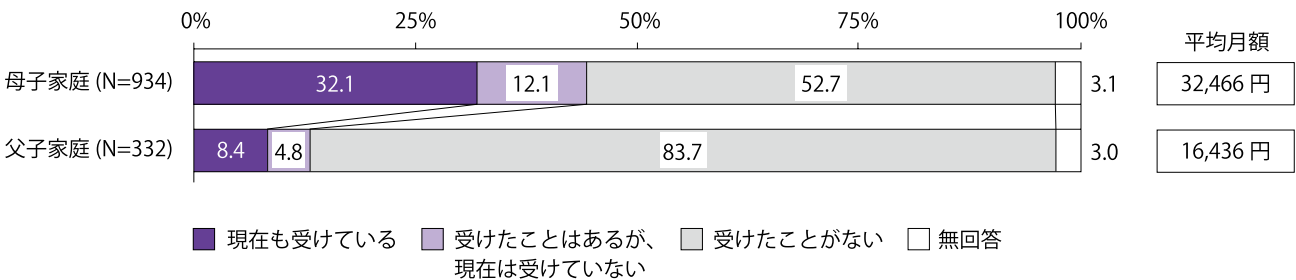


(エ) 養育費の受給状況

現在の養育費の受給状況は、母子家庭では「現在も受けている」の割合が32.1%、父子家庭では8.4%となっている。「現在も受けている」「受けたことはあるが、現在は受けていない」を合わせた『受給経験がある』の割合は、母子家庭で44.2%、父子家庭では13.2%にとどまっており、父子家庭では「受けたことがない」が83.7%を占めている。

また、養育費の平均月額、母子家庭では32,466円、父子家庭では16,436円となっており、母子家庭の方が16,030円高くなっている。

図Ⅱ-6 養育費の受給状況

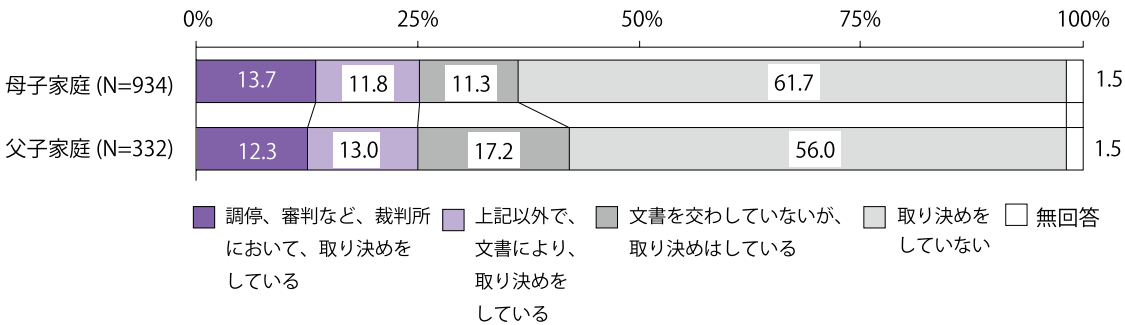


(3) 面会交流の取り決め、面会交流の実施状況

(ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについて、『取り決めをしている』(「調停、審判など、裁判所において、取り決めをしている」+「上記以外で、文書により、取り決めをしている」+「文書を交わしていないが、取り決めはしている」)の割合は、母子家庭で36.8%、父子家庭では42.5%となっているが、「取り決めをしていない」が母子家庭で61.7%、父子家庭で56.0%と最も高くなっている。

図Ⅱ-7 面会交流の取り決め

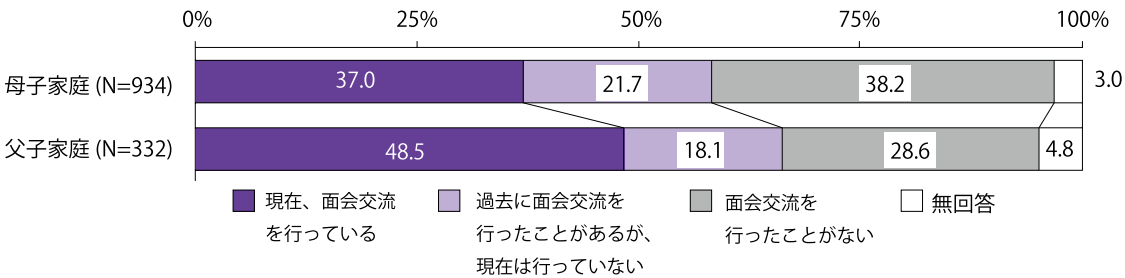


(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況について、「現在、面会交流を行っている」が母子家庭では37.0%であるのに対し、父子家庭では48.5%と父子家庭の方が11.5ポイント高い。

一方で、「面会交流を行ったことがない」は母子家庭では38.2%、父子家庭では28.6%であり、母子家庭が9.6ポイント高くなっている。

図Ⅱ-8 面会交流の実施状況

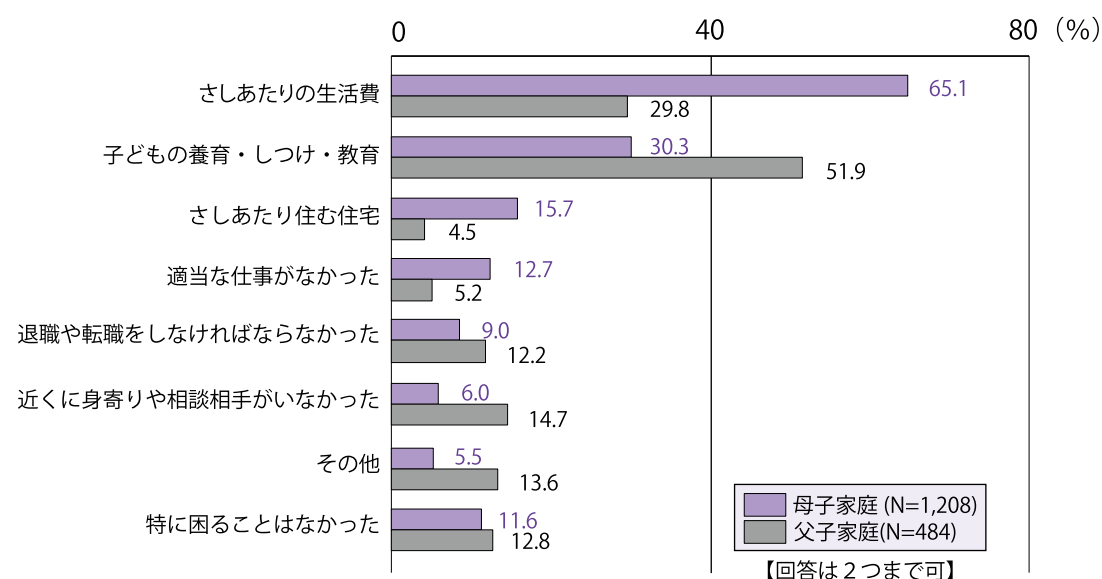


(4) ひとり親家庭になった当時、困ったこと

母子家庭、父子家庭になった当時困ったことでは、母子家庭では「さしあたりの生活費」(65.1%)の割合が最も高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」(30.3%)、「さしあたり住む住宅」(15.7%)、「適当な仕事がなかった」(12.7%)となっている。

父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」(51.9%)の割合が最も高く、次いで「さしあたりの生活費」(29.8%)、「近くに身寄りや相談相手がいなかった」(14.7%)、「退職や転職をしなければならなかった」(12.2%)となっている。

図Ⅱ－9 ひとり親家庭になった当時、困ったこと【複数回答】



4. 仕事の状況

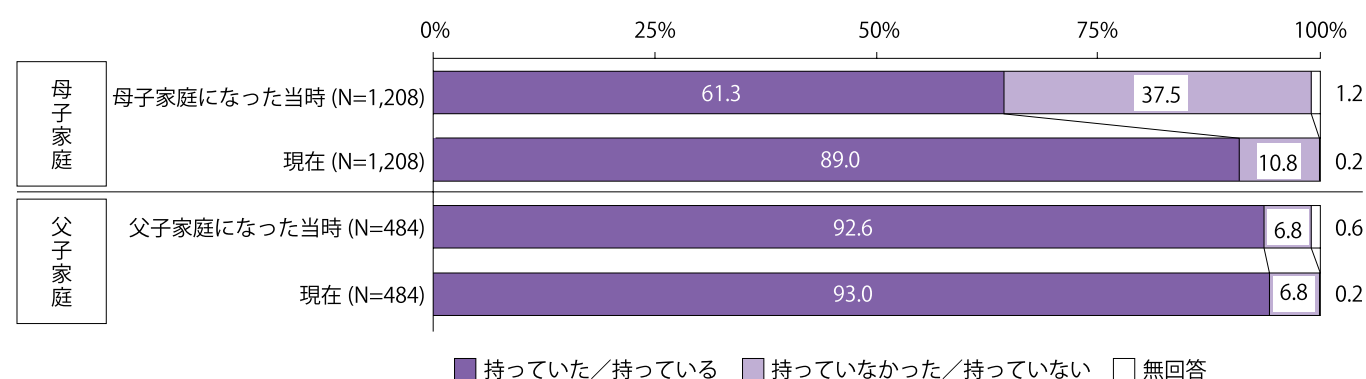
(1) 仕事の有無と就業形態

(ア) ひとり親家庭になった当時と現在の仕事の有無

母子家庭、父子家庭になった当時、就業していた割合は、母子家庭で61.3%、父子家庭で92.6%となっており、現在就業している割合は、母子家庭が89.0%、父子家庭が93.0%である。

母子家庭の母親は、母子家庭になってから仕事を持つ人の割合が高くなっているが、父子家庭は父子家庭になった当時と大きな変化はない。

図Ⅱ－10 ひとり親家庭になった当時と現在の仕事の有無

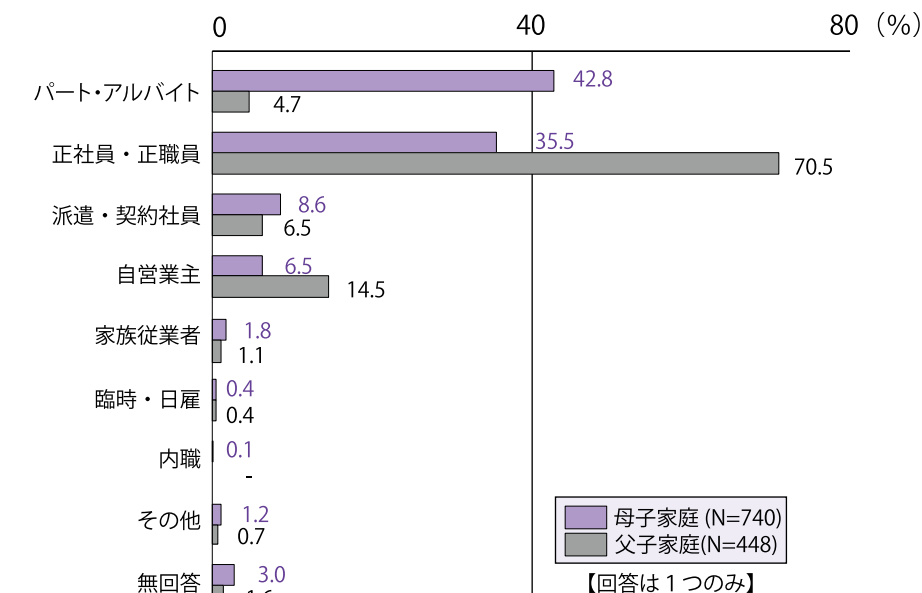


(イ) ひとり親家庭になった当時の就業形態

母子家庭、父子家庭になった当時仕事を持っていた人の就業形態は、母子家庭の母親では「パート・アルバイト」が42.8%で最も割合が高く、次いで「正社員・正職員」が35.5%となっている。

父子家庭の父親では「正社員・正職員」の割合が70.5%で最も高く、次いで「自営業主」が14.5%となっている。

図Ⅱ－11 ひとり親家庭になった当時の就業形態



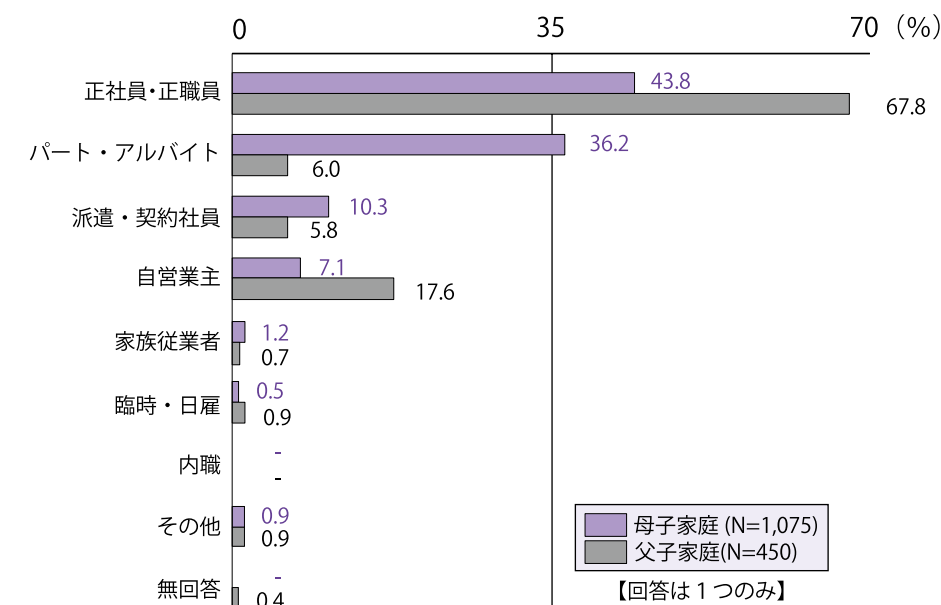
(ウ) 現在の就業形

現在仕事を持っている人の就業形態は、母子家庭の母親では「正社員・正職員」が43.8%で最も割合が高く、次いで「パート・アルバイト」が36.2%となっている。

父子家庭の父親では「正社員・正職員」の割合が67.8%で最も割合が高く、次いで「自営業主」が17.6%となっている。

ひとり親家庭になった当時と現在の就業状況を比較してみると、母子家庭の母親で「パート・アルバイト」が6.6ポイント減少し、「正社員・正職員」が8.3ポイント増加している。父子家庭の父親では、「正社員・正職員」が2.7ポイント減少している。

図Ⅱ－12 現在の就業形態



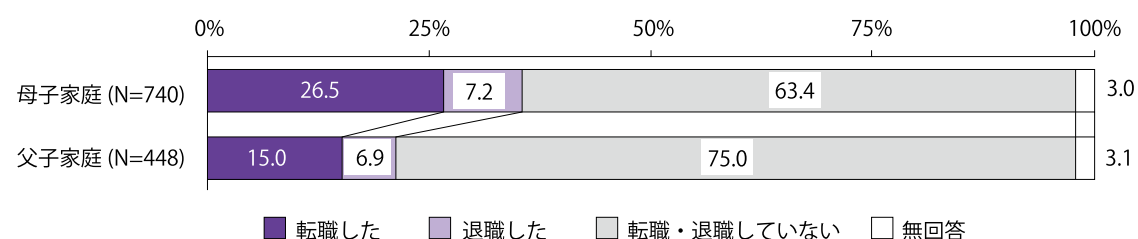
(2) 転職・退職の有無と理由

(ア) 転職・退職の有無

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭の母親では「転職した」が26.5%を占め、「退職した」が7.2%となっており、転職または退職を経験している割合は33.7%を占めている。

父子家庭の父親では、「転職した」が15.0%、「退職した」が6.9%となっており、転職または退職を経験している割合は21.9%で、母子家庭に比べ低くなっている。

図Ⅱ-13 ひとり親になったことによる転職・退職経験の有無

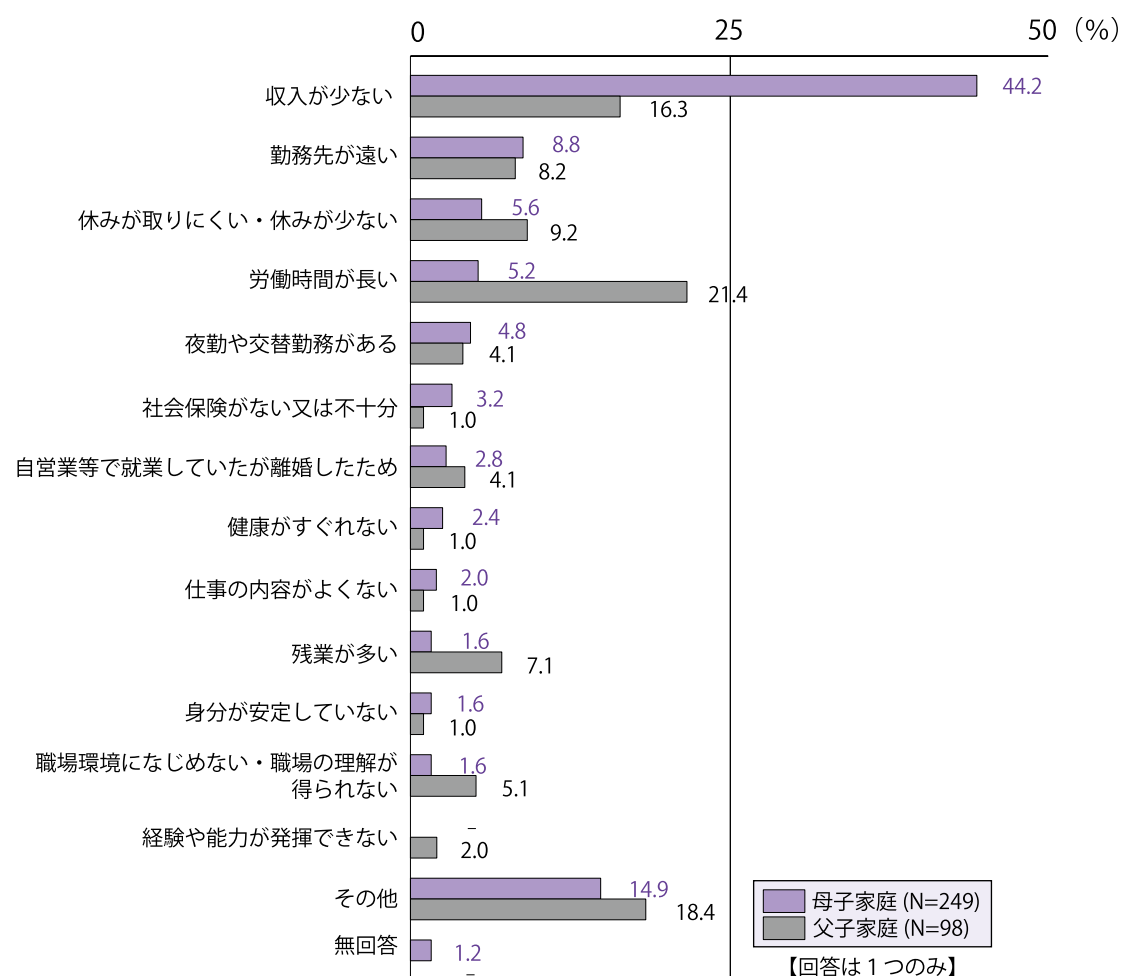


(イ) 転職・退職の理由

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の理由では、母子家庭の母親は「収入が少ない」(44.2%)の割合が最も高い。

父子家庭の父親では、「労働時間が長い」(21.4%)の割合が最も高く、次いで「収入が少ない」(16.3%)、「休みが取りにくい・休みが少ない」(9.2%)となっている。

図Ⅱ-14 転職・退職の理由



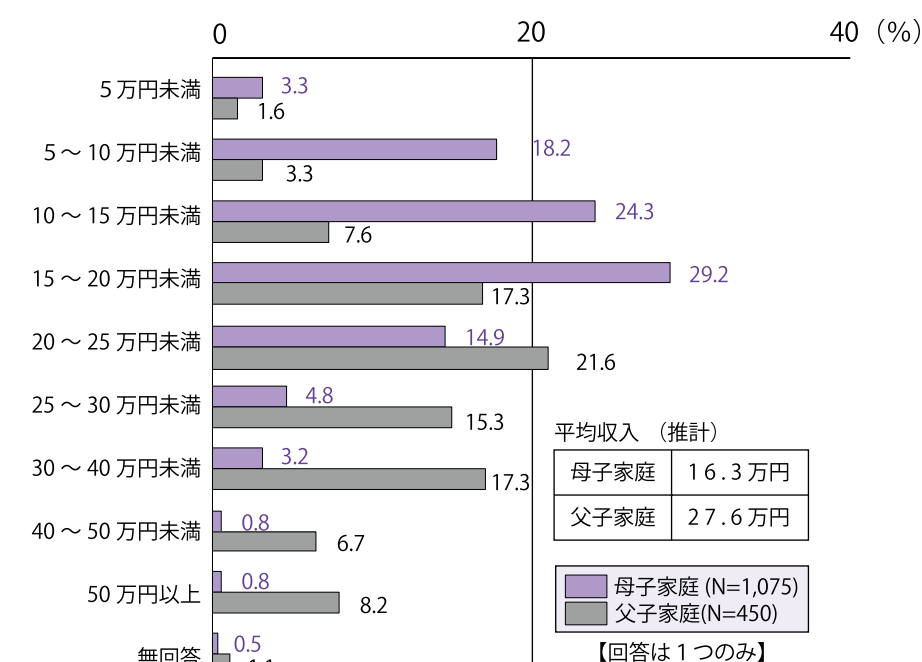
(3) 仕事による収入（手取り額）

仕事による1か月の収入（手取り額）は、母子家庭では「15～20万円未満」(29.2%)が最も多く、次いで「10～15万円未満」(24.3%)、「5～10万円未満」(18.2%)となっており、1か月あたりの平均手取り収入は16.3万円（前回調査15.7万円）と推計される。

父子家庭では「20～25万円未満」(21.6%)が最も多く、次いで「15～20万円未満」「30～40万円未満」（いずれも17.3%）、「25～30万円未満」(15.3%)となっており、1か月あたりの平均手取り収入は27.6万円（前回調査27.2万円）と推計される。

前回調査に比べて母子家庭、父子家庭ともに平均手取り収入は増加しているが、母子家庭と父子家庭では11.3万円（前回調査11.5万円）の差がみられる。

図Ⅱ-15 仕事による1か月の収入（手取り額）



平均収入（推計）	
母子家庭	16.3万円
父子家庭	27.6万円

【回答は1つのみ】

※平均収入（推計）は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

現在住んでいる住居形態は、母子家庭では「民間借家・アパートなど」(47.5%)の割合が最も高く、以下「家族名義の持ち家」(16.8%)、「県営住宅・市営住宅」(14.1%)、「自分名義の持ち家」(12.3%)となっている。

父子家庭では、「自分名義の持ち家」が34.5%で最も高く、「家族名義の持ち家」(18.0%)と合わせた『持ち家』の割合が52.5%を占めている。「民間借家・アパートなど」は32.6%で、「県営住宅・市営住宅」(6.8%)の割合は、母子家庭よりも7.3ポイント低い。

母子家庭になった理由別にみると、死別では『持ち家』が62.3%で最も割合が高く、離婚では「民間借家・アパートなど」が47.0%で最も高くなっている。また、「県営住宅・市営住宅」の割合が死別に比べて高くなっている。父子家庭になった理由別でみると、『持ち家』は死別では59.3%、離婚では50.6%となっており、母子家庭ほど大きな差はみられない。

表Ⅱ-7 住居形態

(%)													
		標本数	持ち家計	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	親せきなどの家に同居	県営住宅・市営住宅	UR（旧公団）・公社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	社宅・寮・官舎・公舎	母子生活支援施設（母子寮）	その他	無回答
母子家庭		1,208	29.1	12.3	16.8	0.4	14.1	4.5	47.5	1.1	0.2	2.0	1.2
理由別	死別	69	62.3	36.2	26.1	-	5.8	4.3	27.5	-	-	-	-
	離婚	934	29.7	11.8	17.9	0.2	13.6	4.5	47.0	1.1	0.1	2.5	1.4
	その他の生別	189	15.3	6.3	9.0	1.6	19.0	4.2	57.1	1.6	0.5	-	0.5
	無回答	16	18.8	12.5	6.3	-	18.8	6.3	50.0	-	-	6.3	-
父子家庭		484	52.5	34.5	18.0	0.8	6.8	2.7	32.6	3.1	-	0.4	1.0
理由別	死別	118	59.3	50.8	8.5	-	2.5	1.7	32.2	2.5	-	1.7	-
	離婚	332	50.6	29.5	21.1	0.9	7.8	3.3	33.7	2.7	-	-	0.9
	その他の生別	30	53.3	30.0	23.3	-	13.3	-	20.0	10.0	-	-	3.3
	無回答	4	0.0	-	-	25.0	-	-	50.0	-	-	-	25.0

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

世帯の生計を支える主な収入源は、母子家庭、父子家庭とも「自分の主な仕事による収入」の割合が最も高く、母子家庭で82.3%、父子家庭で90.3%となっている。

表Ⅱ-8 主たる収入源

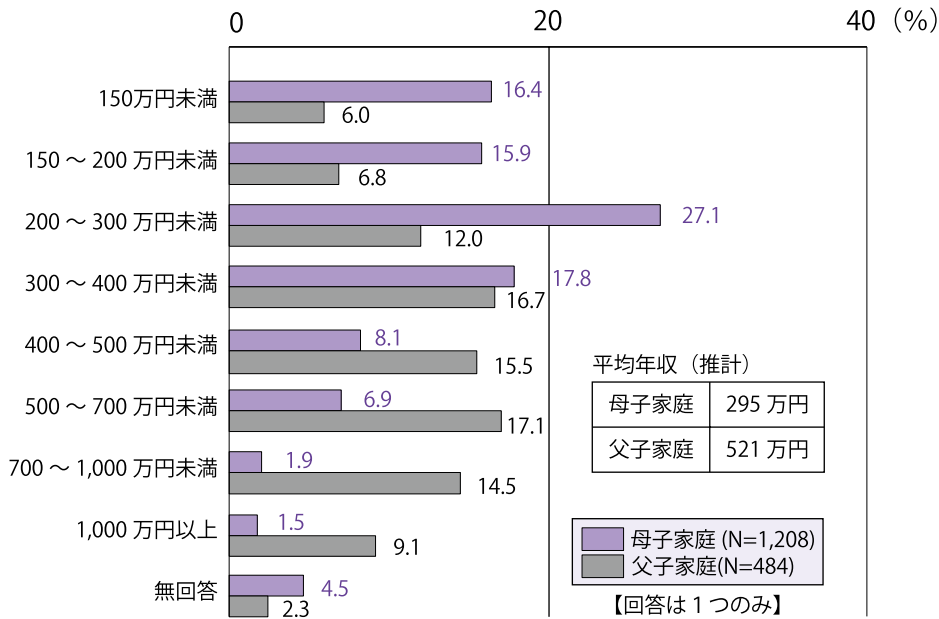
	標本数	自分の主な仕事による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金(遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	その他	無回答
母子家庭	1,208	82.3	2.3	7.0	2.6	1.5	3.6	0.7
父子家庭	484	90.3	1.0	3.5	1.7	0.2	2.7	0.6

(2) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入は、母子家庭では「200～300万円未満」が27.1%で最も割合が高く、次いで「300～400万円未満」が17.8%となっており、1世帯の平均年収は295万円と推計される。

父子家庭では「500～700万円未満」が17.1%で最も割合が高く、次いで「300～400万円未満」が16.7%となっており、1世帯の平均年収は521万円と推計される。

図Ⅱ-16 世帯の年間税込み収入



※平均年収(推計)は「150万円未満」は75万円、「150～200万円未満」は175万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響について

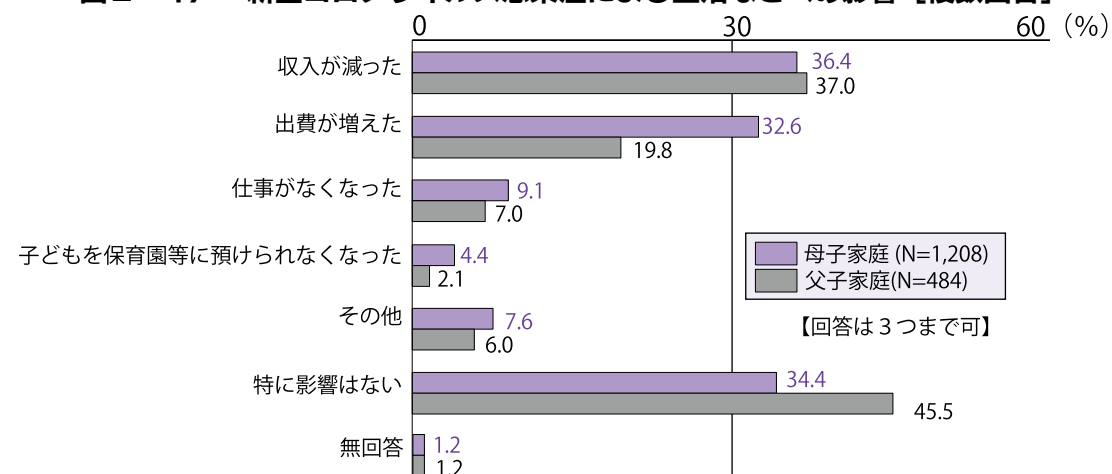
(1) 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響

新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響をみると、母子家庭では全体から「特に影響はない」「無回答」を除いた64.4%が、何らかの影響があったものと回答している。具体的な内容では「収入が減った」(36.4%)の割合が最も高く、次いで「出費が増えた」(32.6%)となっている。父子家庭では53.3%が何らかの影響があったものと回答しており、具体的な内容では「収入が減った」(37.0%)の割合が最も高く、次いで「出費が増えた」(32.6%)となっている。

母子家庭、父子家庭ともに収入減、出費の増加など経済的な影響が多くみられるが、父子家庭に比べ母子家庭でその割合が高くなっている。

一方で、父子家庭では「特に影響はない」の割合も45.5%と高く、母子家庭では34.4%となっている。

図Ⅱ-17 新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響【複数回答】



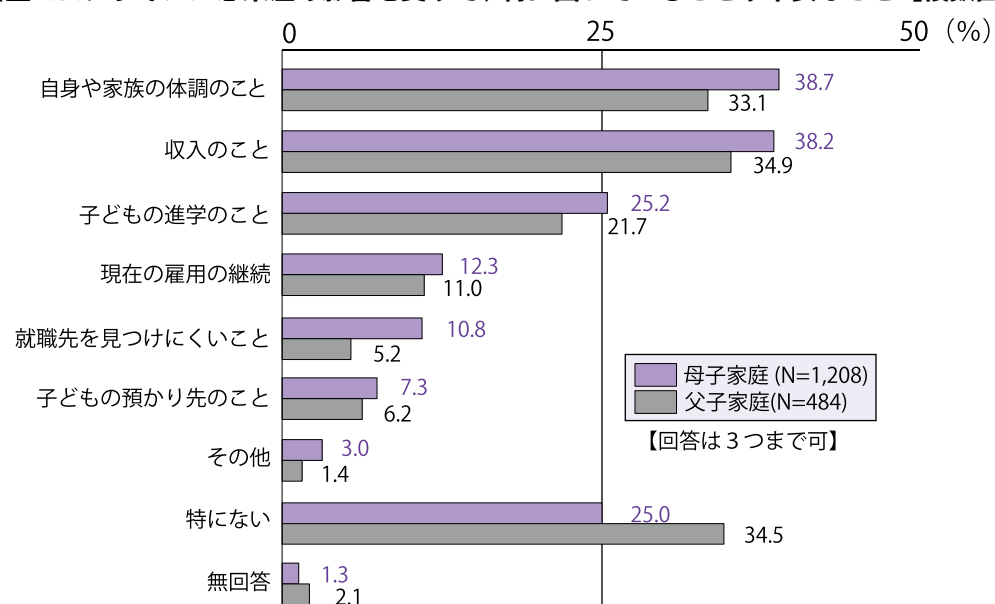
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、特に困っていることや不安なこと

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて特に困っていることや不安なことについて、母子家庭では全体から「特にない」「無回答」を除いた73.7%が回答しており、具体的な内容では「自身や家族の体調のこと」(38.7%)の割合が最も高く、次いで「収入のこと」(38.2%)、「子どもの進学のこと」(25.2%)となっている。

父子家庭では63.4%が特に困っていることや不安なことに回答しており、具体的な内容では「収入のこと」(34.9%)の割合が最も高く、次いで「自身や家族の体調のこと」(33.1%)、「子どもの進学のこと」(21.7%)となっている。

母子家庭、父子家庭ともに上位2項目は同じであるが、「特にない」の割合は父子家庭で高くなっており、母子家庭の方が困っていることや不安なことを感じる割合が高くなっている。

図Ⅱ-18 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、特に困っていることや不安なこと【複数回答】



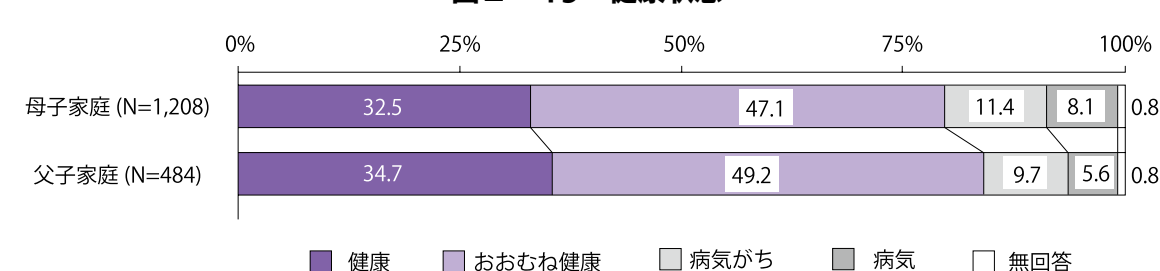
8. 健康状態

(1) 健康状態

母子家庭、父子家庭の母親と父親の健康状態をみると、「健康」と「おおむね健康」を合わせた『健康』の割合は母子家庭で79.6%、父子家庭で83.9%を占める。一方、「病気がち」と「病気」を合わせた割合は、母子家庭で19.5%、父子家庭で15.3%を占める。

前回調査との比較では、母子家庭、父子家庭ともに『健康』の割合（前回：母子家庭76.9%、父子家庭84.1%）に大きな差はみられなかった。

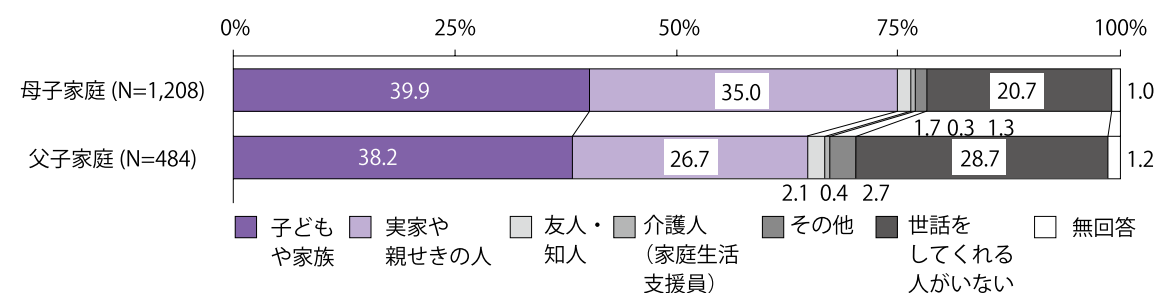
図Ⅱ-19 健康状態



(2) 母親・父親が病気の時の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の身の回りの世話については、母子家庭、父子家庭ともに「子どもや家族」が4割近くを占めている。次いで「実家や親せきの人」が高くなっているが、母子家庭の方が8.3ポイント高い。父子家庭では、「世話をしてくれる人がいない」が28.7%で、母子家庭より8.0ポイント高くなっている。

図Ⅱ-20 母親・父親が病気の時の身の回りの世話



9. 子どもの状況

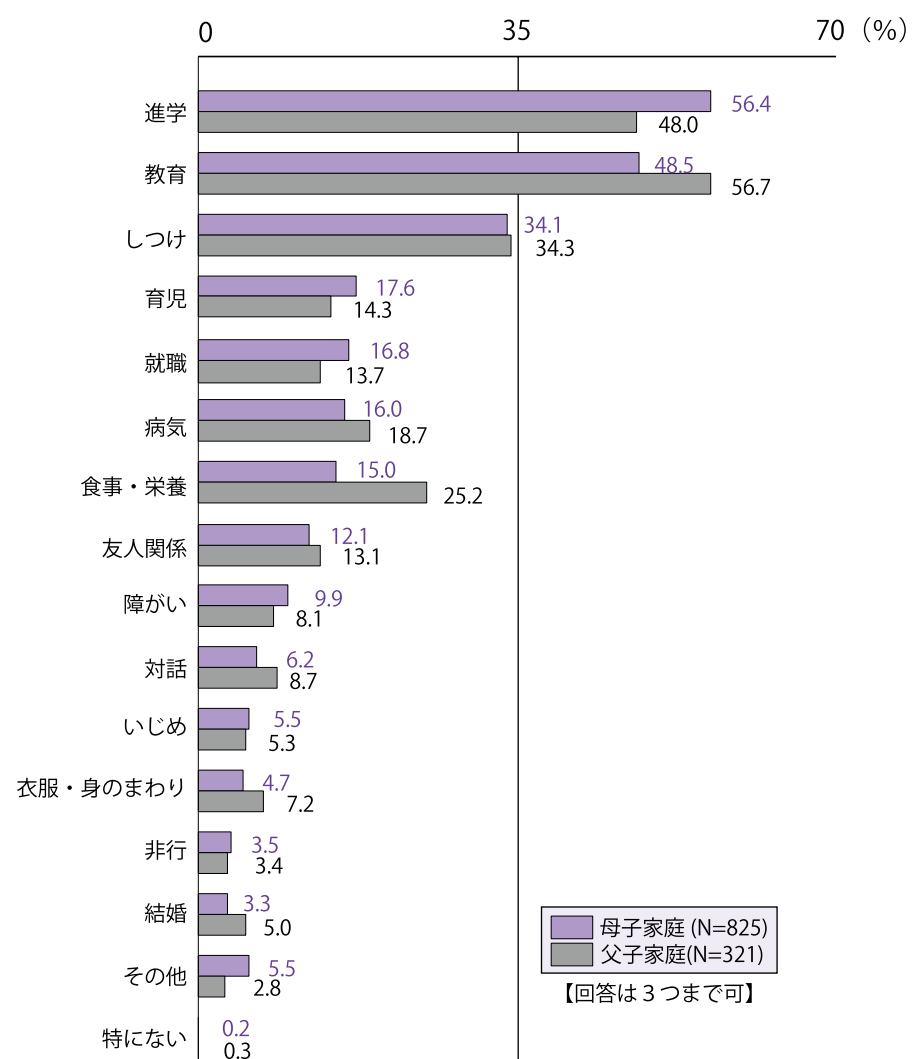
(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子家庭では「進学」(56.4%)、「教育」(48.5%)、「しつけ」(34.1%)の割合が高く、父子家庭では「教育」(56.7%)、「進学」(48.0%)、「しつけ」(34.3%)となっており、教育やしつけが大きな割合を占めている。

また父子家庭では、母子家庭に比べ日常生活に関する「食事・栄養」の割合が10.2ポイント高くなっている。

前回調査との比較では、「進学」「教育」「しつけ」などの上位回答で、母子家庭、父子家庭ともに前回より割合が高くなっている。

図Ⅱ-21 子どもについての悩み【複数回答】

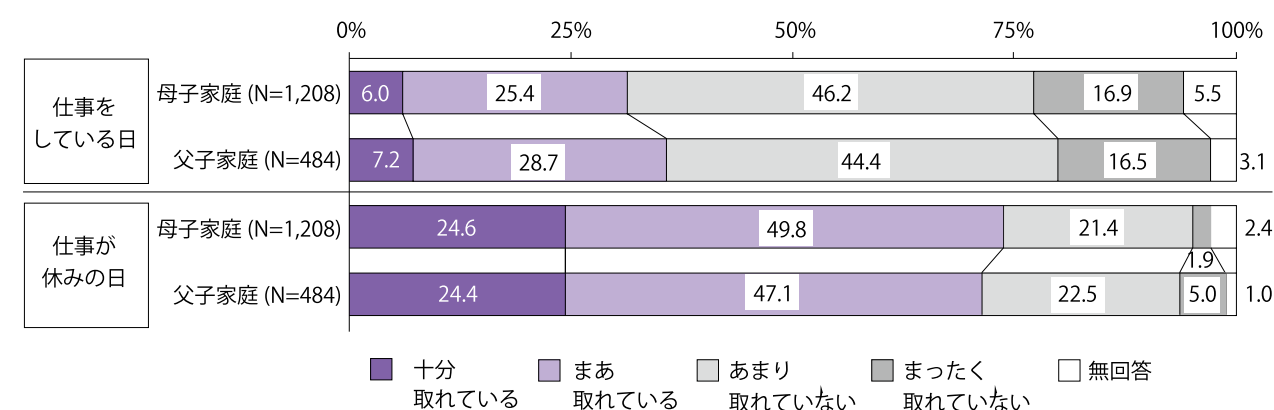


(2) 子どもと一緒に楽しく過ごす時間

子どもと一緒に楽しく過ごす時間が「十分取れている」「まあ取れている」を合わせた『取れている』の割合は、仕事の日では母子家庭で31.4%、父子家庭で35.9%となっており、どちらも3割程度であった。

一方、休みの日では母子家庭で74.4%、父子家庭で71.5%と、仕事の日に比べてかなり高くなっているが、母子家庭の方がやや高くなっている。

図Ⅱ-22 子どもと一緒に楽しく過ごす時間

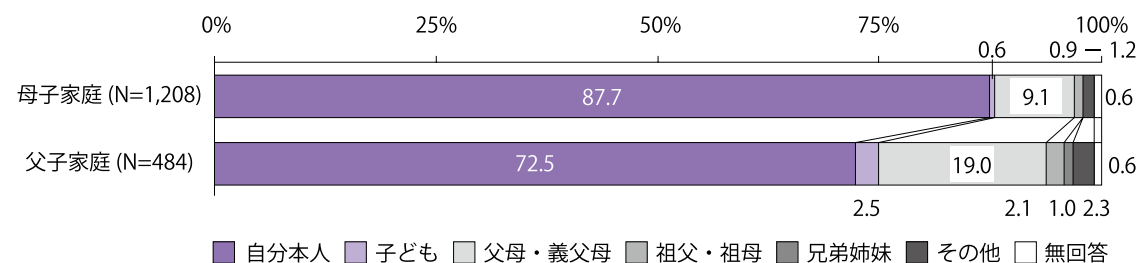


10. 生活状況

(1) 家事を担当している人

世帯の中で日常の炊事、掃除、洗濯などを主に担当している人は、母子家庭では「自分本人」(87.7%)が8割を超えている。父子家庭では「自分本人」(72.5%)が7割を超えている。また父子家庭では、母子家庭よりも父や母との同居の割合が高いことから、「父母・義父母」(19.0%)の割合が、母子家庭に比べて高くなっている。

図Ⅱ-23 家事を担当している人

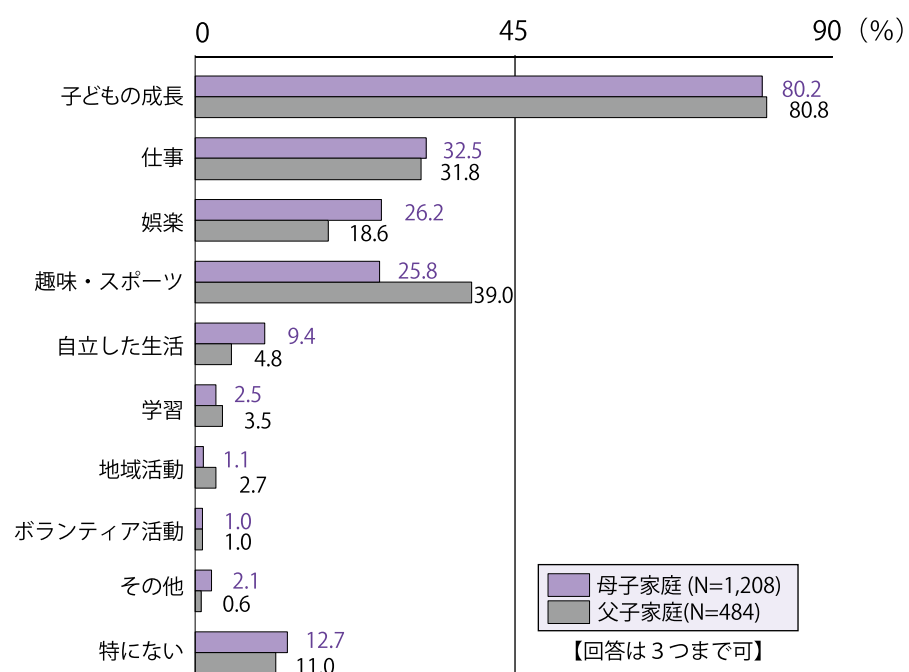


(2) 生きがい

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭、父子家庭とも「子どもの成長」の割合が最も高く、母子家庭で80.2%、父子家庭で80.8%となっている。

母子家庭では、次いで「仕事」(32.5%)、「娯楽」(26.2%)、「趣味・スポーツ」(25.8%)となっており、父子家庭では「趣味・スポーツ」(39.0%)、「仕事」(31.8%)となっている。母子家庭に比べると、父子家庭で「趣味・スポーツ」に生きがいを感じる人の割合が高い。

図Ⅱ-24 生きがいの内容【複数回答】

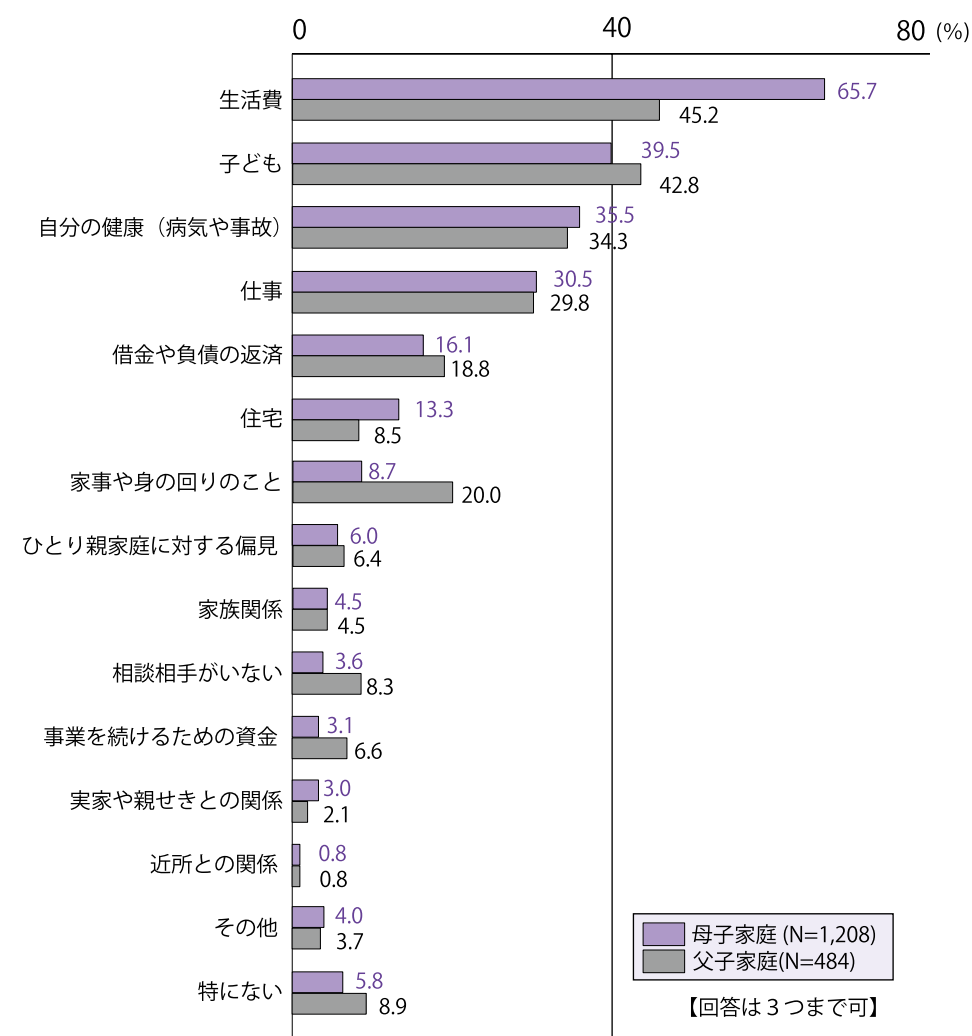


(3) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子家庭、父子家庭ともに「生活費」の割合が最も高く、特に母子家庭では65.7%を占めており、母子家庭の生活上の大きな不安要素となっている。

また生活費以外でみると、父子家庭で「家事や身の回りのこと」(20.0%)の割合が母子家庭に比べ高く、母子家庭では経済面、父子家庭では日常生活面に関する不安や悩みの割合が高くなっている。

図Ⅱ-25 生活上の不安や悩み【複数回答】



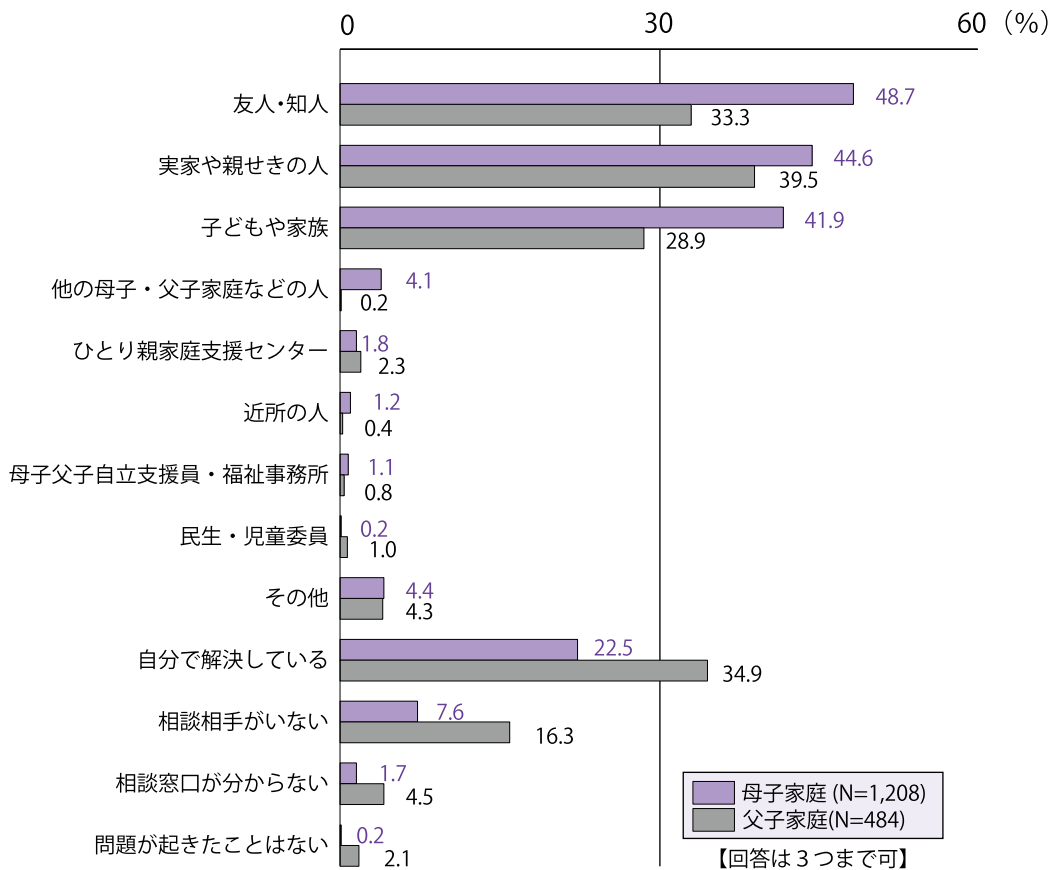
【回答は3つまで可】

(4) 困った時の相談相手

困った時の相談相手は、母子家庭の母親では「友人・知人」(48.7%)、「実家や親せきの人」(44.6%)、「子どもや家族」(41.9%)などの割合が高くなっている。

父子家庭では「実家や親せきの人」(39.5%)、「友人・知人」(33.3%)の割合が高くなっている。一方で、「自分で解決している」(34.9%)、「相談相手がいらない」(16.3%)の割合が母子家庭に比べ高くなっており、困りごとについて誰かに相談しない、相談相手がいらない、自分で解決する人も多くみられる。

図Ⅱ-26 困った時の相談相手【複数回答】



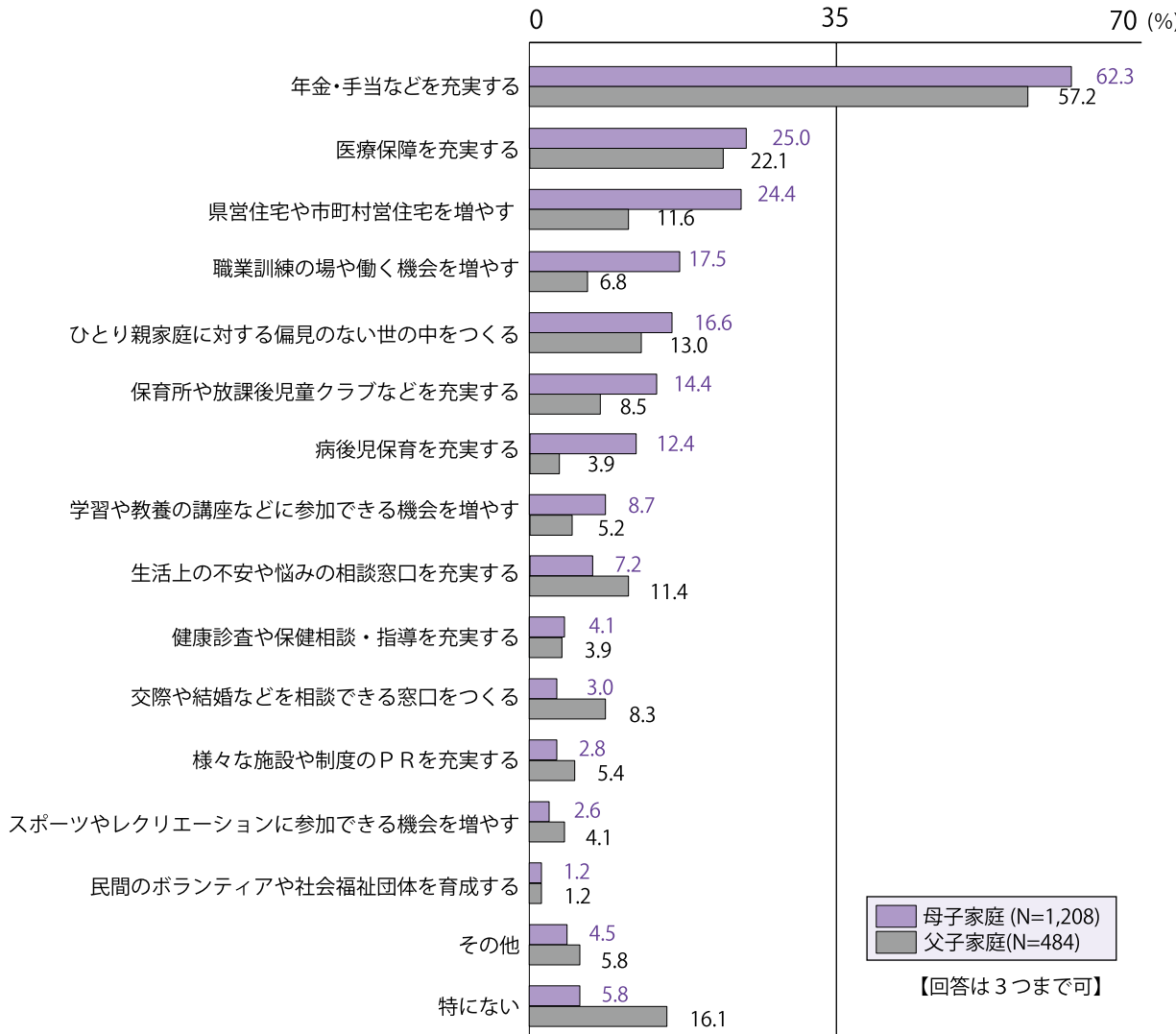
11. 行政機関に対する要望

国や県・市町村など行政機関に対する要望では、母子家庭、父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」(母子家庭62.3%、父子家庭57.2%)の割合が最も高い。次いで、母子家庭では、「医療保障を充実する」(25.0%)、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」(24.4%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(17.5%)の割合が高くなっている。

父子家庭では、「医療保障を充実する」(22.1%)、「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」(13.0%)の割合が高くなっている一方で、「特にない」(16.1%)の割合が、母子家庭に比べ高くなっている。

母子家庭、父子家庭のいずれも経済的支援や医療保障に関する要望が高くなっているが、母子家庭では、住居の整備や就労支援に関する要望も父子家庭に比べて高く、母子家庭に対するこれらの支援の充実が必要であると考えられる。

図Ⅱ-27 行政機関に対する要望【複数回答】



概要版 令和3年度

福岡市ひとり親家庭実態調査結果

福岡市こども未来局
こども部こども家庭課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4238